

業務委託仕様書

※本事業は、令和8年度経済産業省関連予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。
予算の成立がなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1. 件名

令和8年度「人材確保支援事業」

2. 目的

平成27年6月12日に閣議決定された、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂において、平成27年度、28年度の2年間において、被災事業者の自立へ向けた支援策を特に集中的に展開していくこととされ、その実施主体として、平成27年8月24日に国・県・民間からなる公益社団法人福島相双復興官民合同チーム（以下、「官民合同チーム」という。）が創設され、平成28年12月に閣議決定された原子力災害からの福島復興の加速化のための基本指針において、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組のより一層の加速化が決定された。また、福島県の漁業における試験操業が令和3年3月に終了し本格操業への移行期間に入ったことを踏まえ、令和3年5月より、官民合同チームが水産関係の仲買・加工業者等を支援することとなった。

これらの方針に基づき、官民合同チームはこれまで、避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「12市町村」という。）の事業者や、いわき市、相馬市及び新地町（以下「3市町」という。）の水産関係の仲買・加工業者等を対象とした自立支援等に取り組んでいるが、これらの地域の有効求人倍率は相対的に高く、人材確保の困難さが被災事業者等の主要課題となっている。

本事業では、公益財団法人福島相双復興推進機構（以下「当機構」という。）が行う個別訪問、事業再開・継続支援及び創業支援と連携しつつ、浜通り地域等15市町村（12市町村及び3市町）の事業者の人材確保における課題をきめ細かく把握し、課題解消に資する支援を実施することで、事業者自身が自走して人材確保を実施できるようにし、事業者の持続的な人材確保を後押しすることを目的とする。

3. 事業方針

本事業はこれまで、浜通り地域等15市町村の事業者に対し、人材確保における各段階（募集・選考・採用・定着）に網羅的な支援を提供し、支援事業者の持続的な人材確保（必要とする人材の募集・選考・採用・定着を自ら実践できる状態）の後押しをしてきた。その結果、多くの事業者が人材確保できた一方で、人材確保における事業者ごとの課題が十分に整理されず、装着したスキルが活かせないことにより、採用や定着といった効果が限定的となるケースも見受けられた。

これらの状況を踏まえ、令和8年度の本事業は、人材確保における各段階（募集・選考・採用・定着）に対し、支援事業者が有する課題を特定し、その課題の解消に向けた支援を提供することで、支援事業者の持続可能な人材確保の後押しを目指す。

（1）対象事業者

- ・支援対象事業者（以下「支援事業者」という。）は、東日本大震災時に12市町村において事業を行っていた事業者、震災以降12市町村において事業を行う事業者及び3市町の水

産関係の仲買・加工業者を基本とし、個別訪問にて課題を確認し、専門家支援申込書を受領した事業者とする。なお、対象事業者数は年間約450者程度を目安とする。

(2) 実施体制

- ・受託者は、事業を円滑に遂行するため、当機構を中心とした支援体制を構築し、当機構との緊密な連絡体制のもと、効果的・効率的な支援を実施すること。
- ・本事業で職業紹介を行う者は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定される職業紹介事業者であることとする。加えて、職業紹介を行う者の中には、全業種の職業紹介に対応できるよう、以下のいずれかの者を含むこととする。
 - ア. 同法第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の2第1項、第33条の3第1項若しくは第33条の4第1項の規定による届出をして無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行う者
 - イ. 本事業開始後、速やかに同法第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の2第1項、第33条の3第1項若しくは第33条の4第1項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者
- なお、受託者は必ずしも職業紹介事業者である必要はないが職業紹介について再委託等を行う場合は、代表者を決め、実施体制を明確にすること。
- ・受託者は、事業の全体計画・スケジュールを作成し、当該計画等の内容について事業開始後速やかに当機構に確認をとり、合意の上で事業を進めること。
- ・事業予算の効率的な活用を念頭に置き、報告等の間接業務にかかる工数を最小化すること。このため、必要に応じて当機構に会議体や報告の仕方等の改善提案を実施すること。

4. 事業内容

- ・受託者は当機構を始め、浜通り地域等15市町村の自治体やその他関係組織及び機関と連携して以下①～⑨を実施すること。
- ・支援中に人材確保に係る支援以外に対応すべき課題を発見した場合は、当機構が行う経営コンサルティングにつなげるため、速やかに当機構に報告すること。
- ・以下①～⑨を実施する際、受託者の創意工夫によってより高い事業効果が期待される取組を企画し、代替措置が担保される場合には、当機構へと提案し協議の上、その内容を確定させ、指示された内容を踏まえて実施に当たるものとする。

① 専門家支援申込書の受領

- ・受託者は、令和7年度末に当機構が実施する個別訪問にて課題を特定した事業者より専門家支援申込書を受領すること。なお、令和7年度末に当機構が訪問できなかった事業者においては、受託者が課題特定を実施し支援内容に関し合意の後、専門家支援申込書を受領すること。
- ・年度途中において支援を希望する新規事業者に対しては、受託者が課題特定を実施し、人材確保における課題を明確にしたうえで、専門家支援申込書を受領すること。
なお、課題特定においては当機構が指定した定型フォーマットを使用し、人材確保にまつわる経営課題なども広く聴取し、支援方針を決定すること。

② 対象事業者の課題解消に資する支援の実施

- ・受託者は、支援事業者を対象に、人材確保（人材の募集・選考・採用・定着）の各段階において、事業者が有する課題に対し、解消に向けた適切な支援を実施すること。
- ・令和8年度の人材確保における主要な支援内容は人材要件設定、求人票作成、応募対応、面接対応、定着とし、支援事業者の課題に応じた支援を提供すること。

なお、有料求人広告、県外人材採用、外国人材採用、副業・兼業人材採用、採用動画、機構が指定するオウンドメディアに関しては採用手法のオプションとの位置づけのもと、支援事業者の課題とニーズに応じて活用するものとする。

- ・オプションである有料求人広告においては活用を想定している媒体を当機構へと提案し、活用先においては協議のうえ決定すること。
また、無償の求人媒体を最低1つ、有償の求人媒体を最低2つ以上用意し、提案すること。その際、求人掲載ニーズがある全支援事業者が活用できる共通支援とするため、当機構と協議のうえ活用媒体を決定すること。
- ・受託者は雇用ニーズが多い業種に限らず、あらゆる業種・人材について幅広く対応できる体制を整えること。なお、有償の求人媒体を通じた求人情報の発信に関しては、費用対効果を意識しつつ、出稿数等の令和7年度実績を踏まえながら、採用効果を高めるため継続的に実施する。その際の運用方法においては当機構と協議のうえ決定すること。
- ・外国人材活用において、ニーズに応じたオプションとの位置付けのもと、希望する支援事業者には、相談窓口の紹介に留まらず、各種制度等の活用提案なども進め、受託者は円滑な受け入れのために当機構と連携し、可能な支援の実施をおこなうこと。
- ・副業・兼業人材の活用においてもニーズに応じたオプションとの位置付けのもと、意欲がある支援事業者においては、県内外の副業・兼業希望者とのマッチングを実施のうえ、フォローアップを行い、域内における副業・兼業の枠組みの構築を目指すべく工夫すること。

③ 支援事業者への状況確認

- ・受託者は全支援事業者に対し、年3回の状況確認を実施し、第1回の状況確認時には令和7年度末に課題を特定した支援事業者より専門家支援申込書を受領すること。
- ・各状況確認時には課題に対する改善状況の確認、解消に向けた提案・助言、自走化判定、及び本事業を通じ採用された人材の定着状況の確認を行うと共に、採用ニーズの確認を実施すること。なお、課題の改善に向けた提案・助言を行う際は支援事業者の課題解消に向けた意欲を促進するよう努めること。
- ・第2回および第3回の状況確認は専門家支援申込書を受領した事業者を対象とすること。その際、事業予算の効率的な活用のため、支援事業者に応じてオンラインツールや電話での状況確認を実施すること。
なお、個別課題の解消における支援の訪問方法および訪問回数に関しては、当機構と協議のうえ決定すること。

④ 本事業におけるKPIの設定

- ・受託者は当機構が定めるKGI達成に向け、当機構と協議のうえ必要なKPI（求人数、募集数、応募数、採用数、県外からの採用割合）及び事業者の自走に向けて継続的な確認を行う必要があるKPI（各事業者の人材確保に係るスキルの状況等）を設定し、定期的に進捗を管理しながら達成を目指すこと。

⑤ 就職者への転居支援

- ・受託者は、支援事業者（3市町の水産関係の仲買・加工業者を除く。）に就職するために引越等を行う者に対して、転居支援を行うこと。また、就職後の動向等についてのフォローアップを行うこと。
なお、実際に支出された額を基本として、一人当たり最大30万円を上限として転居支援を行うことを想定しているが、具体的な支援内容及び詳細な手続き等については、事業開始後の状況等に応じて、当機構と協議の上で決定すること。

⑥ 持続的人材確保支援

- ・受託者は、支援事業者の持続的な人材確保（必要とする人材の募集・選考・採用・定着を自ら実践できる状態）を後押しするため、課題の解消に向けた適切な提案・助言を実施し、支援事業者による自発的な行動を促進すること。その際、有効と考える取組があれば企画し、当機構と協議の上、実施すること。

上記について、足下の状況を定量的に把握したうえで、必要な取組を企画するものとし、試行的な取組結果などを踏まえ、次年度以降の制度化（中長期的な取組を含む）に向けた施策の提案、必要に応じて支援事業者への説明等も行うこと。

- ・受託者は、就職者の定着を図るため、就職後一定期間は定着状況の調査を実施し、当機構へと報告すること。その調査方法、および内容に関しては提案のうえ当機構と協議し決定すること。なお、定着状況調査は支援事業者への状況確認時に実施するものとし、年3回を想定している。

⑦ 事業内容の引継ぎ

- ・受託者は、本事業の円滑な実施に加え、令和9年度以降における事業体制の検討に協力すること。また、事業運営に係る引継ぎに協力すること。
- ・引継ぎの対象は事業運営に必要な知見・ノウハウ（マニュアル、手順書、管理表や各種様式のデータ類等）を想定し、引き継ぐ情報や方法に関しては当機構と協議すること。

⑧ 事業実施状況の報告

- ・受託者は、支援事業者への個別訪問や関係者との打合せ結果等について、速やかに当機構に報告すること。
 - ・また、当機構からの指示に従い定期的に事業の進捗状況と成果報告の確認を行ったうえで、当機構に報告すること。
- 上記報告を踏まえ、当機構から指示があった場合には、内容の修正と必要な調査・分析を行うこと。

⑨ 成果報告書の作成

- ・当事業における実施状況・成果等について、成果報告書を作成すること。成果報告書の構成・内容等については、当機構と協議の上、決定するものとする。
- ・また、必要に応じて次年度以降の制度化に向けた施策の提案、及び支援事業者への説明等を行うこと。

5. 事業実施における注意事項

- ・事業実施に当たっては、適宜、当機構と協議し進めること。
- ・公募の際の企画提案書に基づき、当機構と協議し実施計画書を策定すること。
- ・事業者に関わる情報の管理に当たっては、管理体制を含め適切な保護措置を講ずること。
- ・本事業の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに当機構に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- ・その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、当機構と協議し、その指示に従うこと。

6. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

7. 実施体制

事業の実施体制図を作成し、実施計画書に記載すること。また、事業の運営にあたっては、実施計画書記載の実施体制図及び契約書別紙2の履行体制図のとおり実施すること。

8. スケジュールの策定

事業の実施予定時期を一覧できる年間スケジュールを作成し、実施計画書に記載すること。

9. 支出計画

事業の支出計画について各費目毎に作成し、実施計画書に記載すること。

10. 実施期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

11. 納入物

成果報告書電子媒体（PDF等） 1式

なお、成果報告書は、PDF形式以外にも、機械判読可能な形式のファイルも納入する。

12. 納入場所

公益社団法人福島相双復興推進機構 事業者支援グループ 販路開拓・人材支援課

13. その他

(1) 氏名表示権については、当機構の指示に従う。

(2) 当機構が行う成果物の改変について、著作者人格権を行使しない。

14. 情報管理体制等について

(1) 情報管理体制

① 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式3を契約前に提出し、当機構の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても当機構から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、当機構が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当機構の承認を得た場合は、この限りではない。

③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当機構へ届出を行い、同意を得なければならない。

(2) 履行完了後の情報の取扱い

当機構から提供した資料又は当機構が指定した資料の取扱い（返却・削除等）について

は、当機構の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

(別記1)

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、当機構に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について当機構に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に当機構へ案を提出し、同意を得ること。
なお、報告の内容について、当機構と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに当機構と協議し対策を講ずること。
- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当機構内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に当機構の許可を得ること。なお、この場合であっても、当機構の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを当機構が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、当機構の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを当機構が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに当機構に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、当機構の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
なお、当機構の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、の承認を当機構得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。
- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について当機構に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに当機構に報告を行い、原因究明及びその対処等について当機構と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、当機構の「情報セキュリティ管理ルール（管理者編）」及び「情報セキュリティ管理ル

ル（利用者編）」（以下「規程関連文書等」と総称する）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9) 受託者は、当機構等が必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネットレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を当機構に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれら的情報を当機構に再提示すること。

11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするために、T L S(S S L)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とするところなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを当機構に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、当機構から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、非営利団体のドメインであることが保証されるドメイン名「.or.jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

- ①各工程において、当機構の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当機構と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、当機構に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
- ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、当機構に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、当機構の確認を得た上で対策を講ずること。
- ⑥電子メール送受信機能を含む場合には、S P F (S e n d e r P o l i c y F r a m e w o r k) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにS M T Pによるサーバ間通信のT L S (S S L) 化やS / M I M E等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

1 7) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8）に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（I S M A P）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

1 8) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当機構外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、H T M L ソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当機構外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当機構外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、当機構が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。